様式第３４号（第26条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号立入検査員証所属職名氏名上記の者は、八頭町営住宅条例第38条第１項又は第３項の規定により、町営住宅の検査を行うことができる職員であることを証明する。　　　　　　年　　月　　日交付八頭町長　　　　　　　　　　 |

（裏）

|  |
| --- |
| 八頭町営住宅条例（抜粋）（住宅の検査）第３８条　入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、その５日前までに町長に届け出て住宅の検査を受けなければならない。２　入居者が第25条第１項ただし書の規定により町営住宅を模様替、増築等を行ったときは、前項の検査のときまでに現状回復又は撤去を行わなければならない。３　町長は、第１項に定めるときのほか、管理上必要があるときは、町営住宅の検査を行うことができる。４　第１項及び前項の検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。 |